

仕 様 書

1. 件名

一般乗用旅客自動車(タクシー)の供給

2. 業務の内容

一般乗用旅客自動車（タクシー）の供給契約を締結する全ての法人で利用可能な共通タクシー乗車券（以下「共通タクシー乗車券」という。）を所持する者（以下「利用者」という。）をタクシーに乗車させ、目的地までの運送を行い、その実績に基づき対価の請求を行うもの。

3. 契約期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

4. 契約の相手方に求める条件

- (1) 特別区・武三交通圏の認可法人であること。
- (2) 24時間配車可能な車両を1,200台以上保有していること。
- (3) デジタル庁契約担当官等が契約する全ての法人で使用可能な共通タクシー乗車券を無償で契約担当官等に提供できること。（公募公告により契約担当官等が契約する全ての法人間で協議し、契約担当官等が提示するサンプルを参考に作成のうえ、提供すること。）
- (4) (3)の乗車券の使用による手数料がかからないこと。
- (5) 月毎の支払いが可能なこととし、請求書は利用者ごとに月単位で作成すること。
- (6) 接客態度、運転技術に優れ、安全且つ的確に目的地まで運行できること。

5. 成果物

当庁が別途定める期限までに共通タクシー乗車券を納入すること。

6. 利用料金の請求方法

- (1) 毎月1日から末日分の利用料金をとりまとめ、請求書を発行すること。
- (2) 請求書ごとに請求明細書を発行し、請求明細書には、乗車月日、グループ名、共通タクシー乗車券番号、利用料金、有料道路通行料及び有料駐車料金を記載すること。
- (3) 請求書、請求明細書及び共通タクシー乗車券を別途指定する送付先に送付すること。
- (4) 請求内容に疑義が生じたときは、当庁から照会する。